

2024 REPORT

2024年度上半期経営情報

(令和6年9月末現在)

佐賀西信用組合からみなさまへ



佐賀西信用組合

経営情報（半期情報の開示について）

令和6年度上半期（令和6年4月1日～令和6年9月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。

損益の状況				(単位：百万円)
区 分				令和6年9月末
業	務	純	益	87
実	質	業	務 純 益	93
コ	ア	業	務 純 益	94
コ	ア	業	務 純 益	94
(投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く。)				
経	常	利	益	71
当	期	純	利 益	44

自己資本比率（国内基準）（単位：％）		
	令和6年9月末	〈参考〉令和6年3月末
自 己 資 本 比 率	19.05	19.14

預金・貸出金の状況		(単位：百万円)
区 分	令和6年9月末	〈参考〉令和6年3月末
預 金 残 高	75,183	71,959
貸 出 金 残 高	36,211	36,474

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況							(単位：百万円、%)
区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)	引当率 (C)／(A-B)	
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年3月末	850	352	498	100.0	100.0	
	令和6年9月末	839	334	504	100.0	100.0	
危 険 債 権	令和6年3月末	612	516	96	100.0	100.0	
	令和6年9月末	615	515	100	100.0	100.0	
要 管 理 債 権	令和6年3月末	31	31	—	100.0	100.0	
	令和6年9月末	47	47	—	100.0	100.0	
三月以上延滞債権	令和6年3月末	25	25	—	100.0	100.0	
	令和6年9月末	42	41	—	100.0	100.0	
貸出条件緩和債権	令和6年3月末	5	5	—	100.0	100.0	
	令和6年9月末	5	5	—	100.0	100.0	
小 計	令和6年3月末	1,494	899	594	100.0	100.0	
	令和6年9月末	1,502	897	605	100.0	100.0	
正 常 債 権	令和6年3月末	35,066					
	令和6年9月末	34,799					
合 計	令和6年3月末	36,560					
	令和6年9月末	36,302					

(注) 令和6年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和6年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。
(令和6年9月末の算出方法)

- 債務者区分については原則として令和6年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(2、3及び5に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(2、3及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限り。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限り。)です。

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、％)

業 種 別	令和6年9月末		〈参考〉令和6年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,910	5.3	1,953	5.4
農 業、 林 業	234	0.6	216	0.6
漁 業	13	0.0	14	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	6,124	16.9	6,263	17.2
電気、ガス、熱供給、水道業	37	0.1	41	0.1
情 報 通 信 業	113	0.3	126	0.3
運 輸 業、 郵 便 業	764	2.1	769	2.1
卸 売 業、 小 売 業	3,537	9.8	3,782	10.4
金 融 業、 保 険 業	1,500	4.2	1,500	4.1
不 動 産 業	765	2.1	700	1.9
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—

業 種 別	令和6年9月末		〈参考〉令和6年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	978	2.7	863	2.4
飲 食 業	963	2.7	991	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	155	0.4	155	0.4
教 育、学 習 支 援 業	84	0.2	—	—
医 療、福 祉	827	2.3	640	1.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,454	6.8	2,429	6.7
そ の 他 の 産 業	216	0.6	262	0.7
小 計	20,682	57.1	20,711	56.8
国・地方公共団体等	5,315	14.7	5,604	15.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,213	28.2	10,158	27.8
合 計	36,211	100.0	36,474	100.0

◎満期保有目的の債券…該当事項なし

◎その他有価証券

	種 類	令和6年9月末			《参考》令和6年3月末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	81	71	9	83	71	11
	債 券	4,496	4,404	91	5,217	5,105	111
	国 債	1,783	1,704	79	1,804	1,705	99
	社 債	2,712	2,700	12	3,412	3,400	11
	そ の 他	198	188	10	183	167	16
	小 計	4,776	4,664	111	5,484	5,344	139
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	18,295	19,587	△ 1,291	15,884	16,888	△ 1,003
	国 債	4,027	4,480	△ 452	3,097	3,480	△ 383
	社 債	14,267	15,107	△ 839	12,787	13,408	△ 620
	そ の 他	866	927	△ 60	904	927	△ 23
	小 計	19,162	20,514	△ 1,352	16,788	17,815	△ 1,027
合 計	計	23,938	25,179	△ 1,240	22,273	23,160	△ 887

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には公社公団債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、投資信託等です。
 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み方針 (令和6年4月～令和6年9月まで)

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
 - ① 法人与経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人与経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保等の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

佐賀西信用組合 融資管理部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：9時～15時

電話：0954-63-2411（代表）

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		
(資産の部)	令和6年9月末	〈参考〉 令和6年3月末	〈参考〉 令和5年9月末
現 金	1,042,995	966,324	1,030,071
預 け 金	18,773,985	17,395,618	23,709,847
有 価 証 券	23,964,873	22,299,303	23,379,570
国 債	5,811,420	4,902,270	4,887,060
社 債	16,980,480	16,199,550	17,265,560
株 式	107,515	109,621	105,526
そ の 他 の 証 券	1,065,458	1,087,862	1,121,424
貸 出 金	36,211,055	36,474,580	35,263,812
割 引 手 形	217,561	402,249	392,506
手 形 貸 付	1,531,283	1,273,887	1,112,434
証 書 貸 付	33,030,840	33,368,439	32,570,574
当 座 貸 越	1,431,370	1,430,004	1,188,297
そ の 他 資 産	777,313	776,351	801,546
未 決 済 為 替 貸	3,415	5,081	10,481
全 信 組 連 出 資 金	567,400	567,400	567,400
前 払 費 用	12	12	12
未 収 収 益	87,211	91,190	89,030
そ の 他 の 資 産	119,274	112,668	134,622
有 形 固 定 資 産	801,734	802,916	525,950
建 物	179,513	187,101	193,730
土 地	273,522	273,522	286,183
リ ー ス 資 産	—	3,238	7,936
建 設 仮 勘 定	300,030	300,030	—
その他の有形固定資産	48,669	39,023	38,099
無 形 固 定 資 産	2,152	2,243	2,461
ソ フ ト ウ ェ ア	294	386	492
その他の無形固定資産	1,857	1,857	1,969
繰 延 税 金 資 産	52,481	48,161	51,139
債 務 保 証 見 返	91,613	63,281	106,710
貸 倒 引 当 金	△ 626,245	△ 609,546	△ 618,740
(うち個別貸倒引当金)	(△ 605,221)	(△ 594,541)	(△ 607,466)
資 産 の 部 合 計	81,091,959	78,219,235	84,252,370

科 目	金 額		
(負債の部)	令和6年9月末	〈参考〉 令和6年3月末	〈参考〉 令和5年9月末
預 金 積 金	75,183,715	71,959,983	78,132,678
当 座 預 金	235,220	231,216	299,956
普 通 預 金	23,269,211	22,819,125	22,632,572
通 知 預 金	47,512	42,906	15,000
定 期 預 金	48,674,104	45,707,423	52,056,540
定 期 積 金	2,648,101	2,938,769	3,053,376
そ の 他 の 預 金	309,564	220,543	75,233
そ の 他 負 債	112,508	180,177	175,415
未 決 済 為 替 借	8,579	15,074	9,078
未 払 費 用	34,002	37,294	35,266
給 付 補 填 備 金	720	1,163	1,797
未 払 法 人 税 等	27,749	28,466	12,466
前 受 収 益	23,066	18,058	16,840
払 戻 未 済 金	—	2,733	—
リ ー ス 債 務	—	3,238	8,719
そ の 他 の 負 債	18,390	74,149	91,246
賞 与 引 当 金	39,503	33,923	42,903
退 職 給 付 引 当 金	67,909	61,515	64,074
役員退職慰労引当金	75,744	75,744	66,296
睡眠預金払戻損失引当金	1,000	1,000	1,000
偶 発 損 失 引 当 金	11,689	11,088	8,718
債 務 保 証	91,613	63,281	106,710
負 債 の 部 合 計	75,583,683	72,386,715	78,597,796
(純資産の部)			
出 資 金	250,933	250,933	253,666
普 通 出 資 金	250,933	250,933	253,666
利 益 剰 余 金	6,498,024	6,468,985	6,412,257
利 益 準 備 金	255,925	255,925	255,925
その他利益剰余金	6,242,099	6,213,060	6,156,332
特 別 積 立 金	5,972,408	5,972,408	5,972,408
(うち経営安定化積立金)	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当期末処分剰余金	269,691	240,652	183,924
組 合 員 勘 定 合 計	6,748,957	6,719,918	6,665,923
その他有価証券評価差額金	△ 1,240,680	△ 887,398	△ 1,011,349
評価・換算差額等合計	△ 1,240,680	△ 887,398	△ 1,011,349
純 資 産 の 部 合 計	5,508,276	5,832,520	5,654,573
負債及び純資産の部合計	81,091,959	78,219,235	84,252,370

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年9月末	〈参考〉 令和5年9月末
経 常 収 益	533,500	531,571
資 金 運 用 収 益	511,943	500,801
貸 出 金 利 息	344,974	339,558
預 け 金 利 息	13,651	14,397
有価証券利息配当金	137,048	129,383
その他の受入利息	16,269	17,462
役 務 取 引 等 収 益	20,488	18,256
受入為替手数料	7,266	7,191
その他の役務収益	13,221	11,065
そ の 他 業 務 収 益	985	869
国債等債券償還益	2	—
その他の業務収益	983	869
そ の 他 経 常 収 益	82	11,643
貸倒引当金戻入益	—	11,487
その他の経常収益	82	156
経 常 費 用	462,376	445,815
資 金 調 達 費 用	12,992	9,350
預 金 利 息	12,955	8,925
給付補填備金繰入額	36	512
借 用 金 利 息	—	△ 87
役 務 取 引 等 費 用	56,288	56,286
支 払 為 替 手 数 料	3,409	3,191
その他の役務費用	52,879	53,095
そ の 他 業 務 費 用	493	117
国債等債券償還損	493	75
その他の業務費用	—	42
経 費	369,809	378,906
人 件 費	268,284	273,563
物 件 費	95,620	99,034
税 金	5,904	6,308
そ の 他 経 常 費 用	22,792	1,154
貸倒引当金繰入額	16,699	—
その他資産償却	73	50
その他の経常費用	6,019	1,103
経 常 利 益	71,124	85,755

科 目	令和6年9月末	〈参考〉 令和5年9月末
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	—	—
固 定 資 産 処 分 損	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	71,124	85,755
法人税、住民税及び事業税	31,423	17,121
法人税等調整額	△ 4,393	△ 2,688
法 人 税 等 合 計	27,029	14,433
当 期 純 利 益	44,094	71,322
繰越金（当期首残高）	225,596	112,601
当 期 末 処 分 剰 余 金	269,691	183,924

地域貢献活動

(令和6年4月～令和6年9月まで)

- 令和6年6月2日、肥前鹿島干潟SDGs推進パートナーとして干潟の清掃活動に参加しました。
- 令和6年9月7日、しんくみの日週間に役職員で鹿島市の蟻尾山公園の清掃を行いました。
- 本店地区の鹿島おどりははじめ各地区の地域行事や夏祭りに参加しております。また、太良地区においては「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」を主催し、地位のみなさまとのふれあいを大切にしております。
- 鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。



トピックス

(令和6年4月～令和6年9月まで)

(※上記、地域貢献活動以外の出来事の紹介。)

- 令和6年11月25日、当組合本部及び本店営業部社屋を新築移転しました。



(新住所：佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1)

苦情相談窓口の設置

お客さまからのご要望にお応えするために「お客様相談窓口」を本部(総務企画部)に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備しております。
電話番号 0954-62-9966 (総務企画部) / 受付時間 平日 9:00～17:00

通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

通帳・カード等を紛失または盗難に遭われた場合は、ただちに最寄りの店舗へご連絡ください。
なお、営業時間外や休日の場合は、留守番電話にて「カード紛失受付センター」の電話番号をご案内しております。
電話番号 047-498-0151 (カード紛失受付センター)

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。
※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住 所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770-1
受 付 日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00～17：00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00／13：00～15：00	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00／13：00～16：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00／13：00～17：00

名 称	福岡県弁護士会 天神弁護士センター	福岡県弁護士会 北九州法律相談センター	福岡県弁護士会 久留米センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021 久留米市篠山町11-5
電 話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～19：00 土・日・祝 10：00～13：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：30／13：30～15：30	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～11：30／13：00～16：00

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
受 付 日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

- ①移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的には仲裁センター等にご照会ください。

5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

店舗一覧（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）

店 名	住 所	電 話	ATM
本 部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-63-2411	2台
太 良 支 店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩 田 支 店	〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉 野 支 店	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大 浦 支 店	〒849-1612 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁463番地	0954-68-2316	1台
武 雄 支 店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷搦1121番地1	0955-23-6538	1台
有 明 支 店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
白 石 支 店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有 田 支 店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	

地区一覧

鹿島市、武雄市
伊万里市、嬉野市
太良町、白石町
大町町
江北町（大字惣領分を除く）
有田町
ただし、佐賀県の
外郭団体は佐賀県
一円